

18-1 愛知県私立小中学校等授業料軽減補助金交付要綱

(通 則)

第1条 愛知県私立小中学校等授業料軽減補助金（以下「補助金」という。）は、保護者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である児童生徒、又は、保護者等の失職、倒産等の家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒の修学に係る経済的負担の軽減を図るため、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づき、設置者が授業料の納付が困難な児童生徒の授業料を軽減する事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、設置者に交付するものとし、その交付に関しては、文部科学省が定める私立高等学校等経常費助成費補助金（授業料減免事業等支援特別経費）交付要綱及び愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(補助の対象となる事業)

第2条 前条に規定する事業は、愛知県内に私立の小学校、中学校、及び中等教育学校前期課程（以下、「小中学校等」という。）を設置している者（以下「設置者」という）が、当該小中学校等に在学している授業料の納付が困難な児童生徒の保護者等に対して、授業料の全部又は一部を軽減する事業とする。

(対象児童生徒の要件)

第3条 授業料軽減の対象となる児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）は、保護者等が愛知県内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者等が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である児童生徒
- (2) 直近の課税証明書で確認できる保護者等の年収の合計額が400万円以上であって、家計急変後の年収が当該額の2分の1未満となった児童生徒であって、次のア、イのいずれも満たす児童生徒（家計急変時に在学していた学校に在学している間に限る。）

ただし、入学後、保護者等に失職、倒産等の事由が発生した場合にあっては、家計急変時の所得にかかわらず補助の対象とすることができる。

ア 保護者等の家計急変後の見込み所得金額合計から所得控除合計を差し引いた額の合計が140万円未満（ひとり親控除の適用がある場合は143万円未満）であること。ただし、損失が計上されている所得がある場合当該所得は0円として計算する。又、雑損失以外の繰越控除がある場合、当該繰越控除の適用がなかったこととして計算する。

イ 保護者等の資産保有額の合計が700万円未満

- 2 設置者は、前項に該当する者には、知事の認定を受けて、特別な事情の生じた日が月の初日の場合は当月から、初日以外の場合は翌月から、該当させることができる。
- 3 保護者等が、転勤等により県外に住所を移している場合で、児童生徒及び児童生徒と生活を共にする者の生活の本拠が愛知県内にあるときは、当該保護者等が愛知県内に住所を有しているものとみなす。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、設置者が、授業料の納付が困難な児童生徒に対し実施した授業料軽減措置に係る軽減額を対象とする。ただし、一月あたりの授業料が28,000円を超える場合にあっては、前条第2項の認定月数に28,000円を乗じた額を上限とする。

(対象児童生徒の要件の確認)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、第3条に定める対象児童生徒の要件を確認するため、必

要な書類を提出させ、これを十分審査しなければならない。

(申請手続)

第6条 規則第3条に規定する申請書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとし、その提出部数は各1部とする。ただし、第4号、第5号及び第6号に掲げる書類については、既に知事に提出されている場合はこれを省略することができる。

- (1) 愛知県私立小中学校等授業料軽減補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 補助を必要とする理由書(様式第2号)
- (3) 授業料軽減補助事業計画書(様式第3号)
- (4) 補助金の交付を受ける年度(以下「当年度」という。)及び前年度の収支予算書
- (5) 前年度の収支計算書
- (6) 前年度末の貸借対照表及びそれに付属する明細表

2 前項の規定による申請書の提出期日は別に定める。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実施期間)

第8条 補助金の交付の決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の実施期間は、当年度中(4月1日から翌年3月31日まで)とする。

(計画変更の承認)

第9条 補助事業を行う設置者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとする場合はあらかじめ変更交付申請書(様式第4号)により知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更についてはこの限りでない。

- (1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (2) 補助目的を損わない事業計画の細部の変更

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(補助事業の実施方法)

第11条 補助事業者は、補助事業計画に基づき、対象児童生徒に対し、補助額に達するまで納付すべき授業料を軽減しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、既に納入されている授業料の還付によることができる。

2 補助事業者は、対象児童生徒に対し授業料を軽減したときは授業料負担者から、これを証する書類(以下「軽減証書」という。)を徴するものとする。ただし、前項ただし書きの規定により、既に納入されている授業料を口座振替により還付したときは、軽減証書を略することができる。

(事業遅延の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又は補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、そ

の指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 13 条 規則第 13 条に規定する実績報告書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとし、提出部数は 1 部とする。

- (1) 愛知県私立小中学校等授業料軽減補助金実績報告書 (様式第 5 号)
- (2) 補助金精算書 (様式第 6 号)
- (3) 授業料軽減補助事業実績書 (様式第 7 号)
- (4) 補助事業に係る収支計算書 (様式第 8 号)

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了 (廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。) した日から起算して 20 日を経過した日、又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付及び精算)

第 14 条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがある。

2 前項ただし書きの規定により、補助金の全額を概算払で受領した補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して 20 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに概算払精算書 (様式第 9 号) を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 15 条 知事は、規則第 16 条に規定するもののほか、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき
- (2) 補助事業を中止、若しくは廃止したとき

(実施細則)

第 16 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 11 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

愛知県私立小中学校等授業料軽減補助金交付要綱実施細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、愛知県私立小中学校等授業料軽減補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施に関する事項を定めるものとする。

(保護者等について)

第2条 要綱第1条に規定する保護者等については、以下に該当する全ての者とする。

- (1) 学校教育法第16条に規定する保護者。ただし、法人である未成年後見人、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、同条の8第2項若しくは第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人又は児童生徒がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く。
- (2) 対象児童生徒に保護者がいない場合、当該児童生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者。

(対象児童生徒の取扱い)

第3条 小中学校等が独自に行っている授業料の免除（返還を要しない奨学金を含む。）を受けており、授業料債権そのものが減額又は消滅している児童生徒は対象としない。ただし、授業料の一部を免除されている児童生徒については、免除された授業料の金額を除き、対象とする。

(要件を確認するために必要な書類)

第4条 要綱第5条に規定する対象児童生徒が要件に該当するかどうかを確認するために必要な書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 生活保護を受けていることを証する書類（社会福祉事務所長が発行する証明書又は市町村長が発行する生活保護に基づく非課税証明書）
 - (2) 保護者等及び児童生徒の住民票
 - (3) 現在の収入状況を証する書類
 - (4) 家計が急変したことを証する別表1に定める書類
 - (5) 資産保有額を証する別表2に定める書類
- 2 前項第1号に規定する書類を提出した場合にあっては、その他の書類は提出することを要しない。
 - 3 第1項第4号に定める書類は、前年度に対象児童生徒として認定された場合にあっては、現在の収入状況を証する書類のみ提出するものとし、その他の書類は提出することを要しない。
 - 4 第1項第5号に定める書類については、通帳等による確認は行わず、自己申告（申請書のチェック欄において誓約内容をチェックする等の方法）による確認として差し支えない。

(必要な書類を提出することができない場合の取扱い)

第5条 要綱第5条の対象児童生徒の要件の確認については、保護者等のうちドメスティックバイオレンス

(DV) や児童虐待など、就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者がいる場合には、当該事情、発生時期を明らかにした上で、当該者を除く保護者等の所得により判断することができる。

(対象児童生徒の要件の確認の取扱い)

第6条 課税証明書を提出する保護者等の全員又は一部が、賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず、課税証明書による所得金額の確認ができない場合は、次のとおりとする。

- (1) 保護者等の全員が該当する場合は、保護者等全員の海外での収入を証明できる書類（政府機関又は企業の発行する公的な書類に限る。以下同じ。）を確認し、当該保護者等全員の収入の合算で判断する。
- (2) 保護者等の一部が該当する場合は、当該保護者の海外での収入を証明できる書類を確認し、日本国内に在住している保護者等の収入と合算で判断する。

(事業実施上の取扱い)

第7条 事業を実施する上での取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 当年の1月2日以降に県内に転入した者については、住民票等により住所を確認すること。
- (2) 授業料について、月額以外の定め方がされている場合は、年間授業料を12で除した額を1ヶ月あたりの授業料とする。
- (3) 要綱第11条第1項により授業料の軽減を還付の方法による場合は、原則として口座振込によるものとし、その際、交付要綱第13条第2項に定める書類は、口座振込に係る振込明細書等をもって替えることができるものとする。
- (4) 授業料未納者の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 納入されるべき授業料を減額している場合

年度末において、設置者が納入されるべき授業料と授業料軽減額との差を未収金として処理しているときは、補助事業の対象として差し支えない。ただし、授業料軽減証書（別記様式）を徴すること。

イ 納入された授業料を還付している場合

補助事業の対象とならない。

附 則

この実施細則は、平成29年度から適用する。

附 則

この実施細則は、平成30年度から適用する。

附 則

この実施細則は、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この実施細則は、令和4年度から適用する。

別表1 家計急変世帯の審査基準

家計急変の審査基準		審査の対象となる提出書類	備考
(1)所得半減	直近の年収 400 万円以上程度であつた保護者等の所得の合計が入学時の2分の1未満	(ア) 家計急変前の課税証明書 (イ) 現在の収入状況を証する書類 現在勤務している会社の給与支払証明書	所得(課税)証明書等から現在の収入を推計し、著しく収入減になると認められる場合は認定する。(ただし、定年、任期満了など、自己都合による離職は除く)
(2)長期療養	保護者等が長期(ただし、精神疾患の場合はおおむね6月以上)にわたり休職を伴う入院又は通院等を要する疾病のため、著しく収入減になると認められる場合	(ア) 疾病の原因、程度等を証する書類 医師の診断書の写し (イ) 現在の収入状況を証する書類 現在勤務している会社の休職証明書又は本人による休職(休業)の証明書	
(3)り災	火災、風水害、地震等により家屋の半焼、半壊、流出等の被害を受けたと認められる場合	り災の原因、程度を証する書類 り災証明書(市区町村又は消防署の発行するもの)	
(4)転退職	保護者等が当年度内に会社都合によって転退職し、前年の収入に比べ、著しく収入減になると認められる場合	(ア) 転退職を証する書類 前雇用主の転退職を証する書類、雇用保険受給資格者証、離職票のいずれか (イ) 現在の収入状況を証する書類 現在勤務している会社の給与支払証明書、民生委員又は本人による無職の証明書又は雇用保険受給資格者証	
(5)保護者等の変更	離婚・死別等による保護者等の変更により、著しく収入減になると認められる場合	(ア) 保護者等の変更を証する書類 戸籍謄本の写し等 (イ) 保護者等の変更後の収入状況を証する書類 課税証明書	
(6)その他	(1) から (5) に準ずる程度の特別の事情があり、授業料負担が著しく困難であると認められる場合	(1)から (5) に準ずる書類	

別表2 資産保有額を証する書類

資産	確認方法 (ウェブサイトの写しも可とする)
預貯金 (普通・定期)	「通帳」の写し (「名義」及び「残高」の記載されたページ)
有価証券 (株式・国債・地方債・社債等)	証券会社や銀行の口座の写し (「名義」及び「残高」の記載されたページ)
金・銀 (積立購入を含む) 等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる金属	購入先の銀行等の口座の写し (「名義」及び「残高」の記載されたページ)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座の写し (「名義」及び「残高」の記載されたページ)
タンス預金 (現金)	自己申告
負債 (借入金等)	残高証明書又は借用証明書等の写し

参考 転退職分に係る対象区分の認定について

1. 令和3年10月末に退職した場合

令和3年		令和4年	
1月1日	10月末	1月1日	4月
<hr/>			
	↑		↑
	退職		対象

→1年分の収入を推計した上で、4月分から認定の判断を行う。

2. 令和4年6月末に退職した場合

令和4年				
1月1日		6月末	7月	12月末
<hr/>				
		↑	↑	
		退職	対象	

→1年分の収入を推計した上で、7月分から認定の判断を行う。

3. 令和5年2月末に退職した場合

令和4年	令和5年			
4月	1月1日	2月末	4月	12月末
<hr/>				
		↑	↑	
		退職	対象	

→1年分の収入を推計した上で、翌年4月分から認定の判断を行う。

ただし、現中学3年生、現小学6年生は対象とならない。